

令和8年度（2026年度）第5回教育委員会（7月定例会）議事録

1 日時 令和8年（2026年）7月7日（火）
午後1時30分から午後4時45分まで

2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）

3 出席者	教育長	越猪 浩樹
	委員	田口 浩継
	委員	西山 忠彦
	委員	三淵 浩
	委員	園田 恭子
	委員	渡辺 絵美

4 議事等

（1）議案

議案第1号	県立高等学校生徒募集定員の見直しに関する基本方針について
議案第2号	令和9年度（2027年度）県立高等学校生徒募集定員について
議案第3号	令和10年度（2028年度）及び令和11年度（2029年度）県立高等学校生徒募集定員の変更計画について
議案第4号	熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の改正について
議案第5号	熊本県立美術館協議会委員の任命及び解職について
議案第6号	熊本県スポーツ推進審議会委員の任命について
議案第7号	熊本県社会教育委員の委嘱及び解職について
議案第8号	教職員の懲戒処分について
議案第9号	教職員の懲戒処分について
議案第10号	教職員の懲戒処分について

（2）報告

報告（1）	熊本県教育委員会の点検及び評価について
報告（2）	令和9年度（2027年度）熊本県立ゆうあい中学校入学者募集について
報告（3）	学校現場の教職員における夏季期間中の連続休暇取得の促進について

5 会議の概要

（1）開会（13:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第5号から議案第10号は人事案件のため非公開とした。

（3）議事日程の決定

教育長の発議により、公開で議案第1号から議案第4号、報告（1）から報告（3）を審議した後に、非公開で議案第5号から議案第10号を審議した。

（4）議事

○議案第1号 県立高等学校生徒募集定員の見直しに関する基本方針について
高校教育課長

議案第1号「県立高等学校生徒募集定員の見直しに関する基本方針」について御説明します。

提案理由については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育委員会で定める必要があるためです。

2ページの（別紙）を御覧ください。

本案は、昨年12月に決定した基本方針を一部変更したものです。主な変更点を3点御説明します。

1点目は、6か所ありました「学級減」の表現を「募集定員減」に変更しております。基本方針のタイトルが「募集定員の見直し」となっています。つまり、生徒数に関するものであるところから、「募集定員」に統一したものです。

2点目は、「2」のタイトルですが、昨年度の基本方針では「2. 令和9年度及び令和10年度」としておりました。この点につきましては、「令和9年度」「令和10年度」に限定した考え方とはせず、今回「令和9年度以降」に変更しました。

3点目は、「3」の内容についてです。昨年度基本方針では、年度ごとに決定の手順を書き分けていましたが、内容の重複がありましたので、原則を記載することとしました。また、国の動向等を踏まえ、様々な調整や検討が生じることを想定し、「やむを得ない理由がある場合は、この限りではない」という文言を追加しています。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

それでは、この件については原案どおり可決ということによろしいですか。

（委員了承）

○議案第2号 令和9年度（2027年度）県立高等学校生徒募集定員について
高校教育課長

議案第2号「令和9年度（2027年度）県立高等学校生徒募集定員について」御説明します。

提案理由については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第14号及び熊本県立高等学校学則第4条第2項の規定に基づき、教育委員会で定める必要があるためです。

4ページの（別紙）を御覧ください。令和9年度の全日制高等学校については、昨年12月の教育委員会で決定しておりました生徒募集定員の変更計画に従い、5校において各40人、計200人を減じ、10,760人と考えています。

募集定員減を実施する学校及び学科・コースについては、5ページの別添資料を御覧ください。済々黌高校、第一高校、熊本西高校、大津高校はいずれも普通科で各40人減じます。東稜高校は、普通科理数コースで40人減じ、令和9年

度から募集停止とします。

なお、同コースは募集停止となりますが、令和9年度から普通科1年次に特進クラスを設置するとともに、これまで蓄積してきた理数教育のノウハウについては、今後も、文系・理系を問わず、普通科全体において生かしながら、指導の充実を図って参ります。

資料4ページにお戻りください。次に、定時制高等学校及び高等学校専攻科の生徒募集定員は、本年度と変更ありません。

本議案について決定いただいた後は、9月上旬に、私立高校及び熊本市立高校の募集定員公表に合わせて、全ての県立高校の生徒募集定員を報道機関に提供する予定です。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

この議案について特に異議はないのですが、教えていただきたいのが、先日いただきました令和8年度の入学者選抜結果を拝見する中で、重複もあると思いますが、出願者数が約12,000人、合格者数が約8,400人で、大体出願される対象の人員は何名いらっしゃるのでしょうか。出願者数が11,946人となっているのですが、これは、前期（特色）選抜の出願と後期（一般）選抜の出願と同じ人が重なっているのではないかと思っているのですが、その点分かりましたら教えてください。

高校教育課長

出願状況でしょうか。

西山委員

出願者は何名いらっしゃいますか。人数です。

高校教育課長

前期（特色）選抜、後期（一般）選抜がございますので、重複があると思っておりますが、昨年の前期（特色）選抜の場合、募集人員3,482名に対しまして、出願者数が5,446名となっております。

西山委員

この間いただいたものは令和8年のものでしょうか。今おっしゃったのは令和7年ですか。

高校教育長

先日お配りしましたのは、令和8年度のものになります。今申し上げたのは、前期（特色）選抜の数です。

西山委員

この資料では、出願者数は4,762人になっていますよね。

高校教育課長

申し訳ありません。その資料を持参していませんので、確認いたします。

高校教育課高校改革推進室長

冊子の方に記載しておりますデータの出元と照合させていただいて、後ほど御説明を差し上げられればと思います。

西山委員

うかがいたいのは、対象になる人数が何人いらっしゃる中で、募集定員が何名になっているという、その関連を知りたいということです。

高校教育課長

そちらにつきましては、確認させていただきまして、また後程御説明をしたいと思っております。

西山委員

大体分かりませんか。募集定員は10,760人になるのですけども、応募される人数は何人なのかということです。中学3年生全部なのか。対象人員数が知りたいです。

高校教育課高校改革推進室長

全日制などの括りの中でのお話でよろしいのでしょうか。

西山委員

はい。出願者数が約11,800人、合格者数が約8,300人というのは、全日制の合計で出しているのですよね。合格者数は間違いないのでしょうけど、出願者数は、前期（特色）選抜も後期（一般）選抜もダブルカウントされている可能性があるんで、その対象となる人員は何人だったのかなと。その中で、合格者が8,260人という、その数字が知りたいということです。

高校教育課高校改革推進室長

子どもの実数ということでしょうか。

西山委員

全員が高校に進学されるわけではないのでしょうけれど、11,806名というのは重複していると思うのですよ。前期（特色）選抜で不合格だった方が後期（一般）選抜に出願する、その重複を減らしたときに、対象が何人なのかですね。対象が中学3年生の全数とほぼイコールかもしれないのですが、全くイコールではないと思います。中学3年生の数でも良いです。

高校教育課高校改革推進室長

今お答えできる範囲でお答えします。

高校教育課長

令和8年の3月の本県の中学3年生の卒業予定者数は、16,401名でございました。その他、県外から受けて来られたり、県外に出られたり、あるいは高専や特別支援学校、私立もございますので、そういうところを足したり引いたりが出てくると思っております。

西山委員

16,401名ですか。

高校教育課長

はい。令和8年3月の卒業予定者数でございます。

西山委員

それで募集定員は10,760人になるのですね。約5,500名の方が、どこか他の進路になるわけですね。

出願者数が11,806人、定時制まで入れると約12,000名なのですが、数字が重複なしで分ると良いですね。出願されているのですから、受入れたいじゃないですか。出願されているということは入学したいわけでしょう。そこで漏らさないように、県立高校に行って欲しいですね。数字が分かった方が良いのではないかというふうに思います。

高校教育課長

はい。分かる範囲で確認したいと思います。

西山委員

よろしくお願いします。

渡辺委員

質問というよりは私の意見ですけれども、子どもたちの人数が減っているの
で、県央の定員を減らしていくという方向性は分かるのですが、私立の無償化で
結構私立に人が流れて、私立が難しくなっているという話も聞いたりします。
こういう中で、県央で今、定員を満たしているような学校の学生数を減らしてい
くということが、実際には、県央にある私立の学校に生徒が流れていくというこ
とにつながってしまうのではないかなというふうに思っています。私立の無償化
というのは政策的な判断だったりするので、それがいつまで続くかというのは実
際分からないと思いますが、やはり魅力ある県立高校をしっかりと残していくとい
うことは、将来に向けて大事だと思います。今決めてある計画で進んでいくとい
うのは分かるのですけれども、適宜、私立との関係性なども見ながら、見直しを
していただければと思っております。

高校教育課長

先日、公立高校と私立高校の間で行います公私立高等学校連絡協議会がござい
まして、その中でも委員の方から、やはり、少子化が進む中、中長期的な視野で
公私立が対立するのではなく、公私協調で県全体の教育環境を良くするために協
議会を活用してもらいたいという意見もございました。当課としましても、定員
については私立学校も含めて今後も話をしていきたいと思っているところでござ
います。

高校教育課高校改革推進室長

高校改革推進室です。今、高校教育課長より御説明申し上げましたとおり、公
私でまず協議をしてしっかり行っていく予定です。また、令和9年度以降の募集の計
画についても公私の間で審議をしております。私立についても、令和9年度は
増やすことはなく、むしろ、令和9年度は減らす方向であるとの御報告を受けて
おります。そういう状況の中で、委員御指摘のように、熊本市内の方がまた拡張
していく流れになれば、県央の高校を減らせば当然そちらに流れるという懸念が
現実化すると思っておりますので、まさに協調をしながら、状況を見て我々もし
っかり判断をして参りたいと考えております。

教育長

他にございませんか。それではこの件につきましては、原案どおり可決でよろ
しいでしょうか。

(委員了承)

○議案第3号 令和10年度（2028年度）及び令和11年度（2029年
度）県立高等学校生徒募集定員の変更計画について

高校教育課長

議案第3号「令和10年度（2028年度）及び令和11年度（2029年
度）県立高等学校生徒募集定員の変更計画について」御説明します。

提案理由については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する
規則第2条第2項の規定により、教育委員会で定める必要があるためです。

7ページを御覧ください。

はじめに、令和10年度についてです。令和10年度の生徒募集定員の変更計
画は、昨年12月の教育委員会での決定内容と変更はなく、熊本高校、第二高校、
熊本北高校、玉名高校、人吉高校の5校を対象とし、各校40人減とします。な

お、募集定員減を実施する学科・コースについては令和9年7月に決定する予定です。

次に、令和11年度についてです。令和11年度の生徒募集定員の変更計画については、おって決定することとします。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について御質問等があればお願いいたします。

田口委員

募集定員の変更については特に意見はございませんが、ここに挙げてある学校は、非常に特色あるコースをお持ちの学校が多いと思いますので、コースがなくなるのかなのかというのを知らせる時期が適切であるのかなのかどうか。令和9年7月が適切であるか。どのように検討されたかを教えてください。

高校教育課長

令和10年度、令和11年度のどちらにつきましてでしょうか。

田口委員

私の意図は、できるだけ早く審議して伝えることが生徒や保護者の方にとって利益があるのではないかということです。

高校教育課長

当然ながら受検を予定されている生徒や保護者の皆様方に対して早く示すべきというところは重々あるかと思いますが、やはり学科・コースのどこを減らすのかというのは大きな影響を与えますので、慎重に検討を進めたいという考えを持っているところです。

田口委員

検討する時間が必要だということですね。

高校教育課長

はい。令和11年度につきましては、少なくとも本年12月までに決定できるように進めたいと思っていますところです。

田口委員

努力して、早めに御審議いただければと思います。

高校教育課長

承知しました。

西山委員

今の話に関連して、先ほど、令和9年の7月に決めるとおっしゃいましたね。つまり、令和10年3月の入試だとすれば半年前になりますよね。今、田口委員がおっしゃったことは本当にそのとおりだと思います。人数はその時期でも良いのですが、コースが残るかどうかは先に決めて発表されたらどうでしょうか。第二高校の美術コースがなくなるとなれば、他の選択肢を考えていかなければならないわけです。美術コースの定員が40名から30名や25名になるというのは、令和9年7月でも良いと思うのですが、コースが残るか残らないかは、早めに受検生に伝える必要があると思っております。いかがでしょうか。

高校教育課長

繰り返しになってしまいますが、当然受検生のことを考えましたら、委員のおっしゃっていることは重々分かりますので、検討できるところがあれば進めたいというふうに思っております。

西山委員

できるだけそうしてあげないと、やはり1年ぐらいは進路について考えなければならぬでしょうからね。美術コースがなくなったら、別のところを考えなければいけないので、よろしくお願いします。

教育長

他にございませんか。それでは、この件につきましては原案どおり可決ということではよろしいでしょうか。

(委員了承)

○議案第4号 熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の改正について

教育政策課長

資料8ページを御覧ください。議案第4号「熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の改正」について御説明いたします。

資料9ページの概要に沿って御説明します。

今回の改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律により、在留カードとマイナンバーカードの機能を一体化した「特定在留カード」及び特別永住者証明書とマイナンバーカードの機能を一体化した「特定特別永住者証明書」の利用が令和8年6月14日から始まったことに伴い、「熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則」の改正を行うものです。

具体的には、保有個人情報開示請求等の際に求められる本人確認書類に「特定在留カード及び特定特別永住者証明書」の文言を追加します。

説明につきましては、以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

それではこの件につきましては原案どおり可決ということではよろしいでしょうか。

(委員了承)

○報告(1) 熊本県教育委員会の点検及び評価について

教育政策課長

報告(1)「熊本県教育委員会の点検及び評価について」です。本件については、今回の定例教育委員会で素案を報告し、委員の皆様の御意見をいただいた後、来月の定例教育委員会に改めて議案として提出し、御審議いただくこととしております。

報告書本体は、資料34ページ以下のとおりですが、本日は、「熊本県教育委員会の点検及び評価報告書 概要」に沿って説明させていただきます。

26ページを御覧ください。【1 報告書について】です。

教育行政の効果的な推進及び県民への説明を目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、点検及び評価を実施しました。

「2 報告書第1部 教育委員会の活動状況」です。教育委員会の開催や広報の状況等について記載しています。

「3 報告書第2部 「第4期熊本県教育振興基本計画」に関連する教育施策の実施状況」です。

教育施策の実施状況について、第4期熊本県教育振興基本計画に沿って、昨年度の取組状況を整理しました。第4期計画では、全部で32の指標を設けています。そのうち、計画策定時との比較が可能な24の指標について、策定時から改善した指標は18指標、目標を下まわった指標は6指標となっております。なお、個別の指標の動向については、27～29ページに掲載しております。引き続き、目標達成に向け、課題への対応を進めて参ります。

「4 今後のスケジュール」です。7月24日に有識者からの意見聴取を行った後、8月定例教育委員会で最終評価をいただき、その後、直近の定例県議会に報告、県ホームページにおいて公表を予定しております。

30ページを御覧ください。令和7年度の主な取組と課題・今後の方向性について、10の基本的方向性に沿って御説明します。

まず「基本的方向性1 家庭・地域の教育力向上」です。

就学前施設における「親の学び」推進園の指定増加に取組み、講座の実施を図りました。「親の学び」講座の目的や意義について、より多くの就学前施設に周知する必要があるため、未実施の施設に対して、重点的な広報や実施に向けた呼びかけを行います。

就学前教育の充実に向けて、「くまもとスタンダード」を活用した取組の推進や、幼児教育スーパーバイザー派遣による支援や各種研修等の充実に取り組みました。引き続き、幼児教育スーパーバイザー派遣及び「くまもとスタンダード」を活用した取組を推進して参ります。

次に「基本的方向性2：安全・安心に過ごせる学校づくり」です。

いじめへの対応として各学校が配置した情報集約担当者向け研修を実施したほか、スクールロイヤーの活用を図りました。また、県立学校生徒を対象とした「いじめ匿名連絡サイト（スクールサイン）」を運用し、生徒一人一人への周知徹底を行いました。児童生徒が安心して学校に相談できる体制の構築・充実を図るとともに、援助希求能力を育成して参ります。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携し、不登校児童生徒への早期支援の充実を図りました。欠席10日に達する前に学校内外の専門機関と連携し、支援をつなぐ「愛の1・2・3運動+1」の取組の更なる推進を図るとともに、市町村教育委員会が校内教育支援センターを新たに設置する際の支援員配置の補助等を行います。

次に「基本的方向性3：確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」です。

県学力・学習状況調査の結果に基づき、児童生徒一人一人の課題に応じたアドバイス等を示した個人票やデジタルドリル教材等を提供するなどし、課題克服の取組を充実させました。今年度は、県学力・学習状況調査に追加して「基礎的な読む力」を図るテストを実施し、一人一人のつまづきを把握します。その分析結果を基に授業改善に取り組めるよう、「読み解く力」を高める授業実践例等を各学校に提供し、児童生徒の個に応じた学びの充実を図ります。

31ページを御覧ください。

各県立高校においてSSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定校や学力向上研究指定校の取組を普及させるため、学校訪問等の機会を通じて、指導・助言

を行いました。全ての教科・科目において、探究的な学びの充実を図ることができるよう、引き続き、普及に向けた指導・助言を実施します。

次に、「基本的方向性4：障がいや多様な教育的ニーズに応える」です。

「学びの場の検討のための補助資料」の試行版を市町村に配布し、様式・内容等への意見等を収集し、完成版を年度末に通知しました。更なる活用を促進するため、様式や内容について自治体の意見や気付きを収集し、適宜改訂を行って参ります。

経験年数に応じた特別支援学級担当者の指導力の向上のため、新任担当者研修や特別支援教育コアティーチャー研修を実施しました。また、通常の学級を担任する教員等を対象としたオンデマンドコンテンツを配信しました。引き続き、担当者研修等を通して、特別支援学級や通級による指導の充実を図ります。

日本語指導が必要な児童生徒への支援について、日本語指導の充実に向けた指導者の育成、相談窓口の設置、日本語指導員の養成・派遣等を実施しました。教員や日本語指導員の研修機会を確保するとともに、受入れ体制や支援の一層の充実を図って参ります。

次に、「基本的方向性5：キャリア教育の充実、グローバル人材の育成」です。

産業界と連携し、県立高校（全日制）のうち65.4%の高校でキャリア教育に関するカリキュラム刷新に取り組んだほか、マイスターハイスクール事業や半導体関連人材育成事業を実施しました。マイスターハイスクールを基軸としたキャリア教育を推進させるとともに、県立高校の生徒及び教職員に県内企業に対する理解や地元で働く魅力を体験的に知る機会をこれまで以上に創出して参ります。

32ページを御覧ください。

学校訪問及び教員向け研修による教員の指導力向上、英語による発信力強化を目的とした生徒向けのワークショップによる生徒の英語力向上に取り組みました。中学校ではCEFR A1レベル、高等学校ではCEFR A2レベルの英語力を有する生徒を増やすため、引き続き、学校訪問等を実施し、言語活動の充実を図るとともに、授業の評価に関する指導・助言を行います。

次に、「基本的方向性6：魅力ある学校づくり」です。

熊本スーパーハイスクール構想に基づき、45校48課程を県指定事業化したほか、第4回 県立高校学びの祭典を開催するなど、あり方提言を踏まえた県立高校魅力化の取組を推進しました。今後は、県立高校あり方検討会からの提言や高校教育改革に関するグランドデザインを踏まえ、令和8年度（2026年度）末までに本県の高校教育改革実行計画（仮称）を策定します。

次に、「基本的方向性7：子供たちの学びを支える環境づくり」です。

熊本大学教育学部との連携協定締結により、教員志望学生の資質・能力向上、教育実習の充実、優秀な人材確保に向けた連携体制を構築しました。県内外の大学との連携を強化し、教職の魅力発信や学生向け説明会を通じて、教員志望学生の早期発掘と確保を進めて参ります。

働き方改革推進のため、学校や市町村教育委員会、教育事務所の管理職向けに業務改善ハンドブックや事例集説明会を実施し、また、県立学校の電話に録音告知及び録音機能を整備しました。民間コンサルタント等と連携し、市町村教育委員会の計画推進を支援するとともに、各種システム及びICTを活用した更なる校務の効率化を推進します。

熊本県地域クラブサポーターバンクを運営するとともに、指導者研修会を開催し、指導者の人材の確保と育成を図りました。熊本県地域クラブサポーターバン

クのシステム改善を進めるとともに、市町村ミーティング等実施により県民への周知を図り、学校関係者の理解促進や指導者確保につなげて参ります。

33ページを御覧ください。

県立学校及び市町村立学校の1人1台端末の更新について、共同調達等により更新を行うとともに、県立学校の学習系ネットワーク回線の増強を行いました。今後とも、計画的かつ適切な更新を進めると同時に、県次期教育情報基盤システム等の構築に取り組みます。

次に「基本的方向性8：文化・スポーツの振興と生涯学習の推進」です。

古墳館では、定期体験教室、移動体験教室、来館しての体験活動等を実施しました。体験活動の要望に応えるため、継続して取組を進めて参ります。

総合型地域スポーツクラブの育成及び支援に向け、広域スポーツセンターと連携して指導者育成やクラブ間交流の推進を行いました。総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の活用により行政との連携を強化し、総合型地域スポーツクラブの質的向上と認知度の向上や加入者の増加につなげて参ります。

次に、「方向性9：災害からの復旧・復興」です。

令和2年7月豪雨で被災した文化財は、復旧対象42件のうち40件が復旧しました。引き続き、文化財の災害復旧を進めて参ります。

最後に、「方向性10：子供からの意見聴取」です。

第4期熊本県教育振興基本計画の推進に当たり、子供からの意見聴取の実施に向け、手法や実施時期等の検討及び予算確保に取り組みました。今年度、対面形式での意見聴取を実施する予定としており、聴取した子供の意見は整理し、後半期における施策への反映に向けた検討を行って参ります。

事務局からの説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

資料を見せていただいたんですが、本当にたくさんのことに取り組んでおられることが、よく理解できました。1点分からなかったのですが、50ページの資料で「未実施の市町村を除くと100%達成」という部分が少し理解できませんでした。

社会教育課長

社会教育課です。御指摘の点につきましては、表記上分かりにくくなっておりまして、この場をお借りして御説明いたします。放課後児童クラブの待機児童がいる市町村に放課後子供教室を設置して、待機児童がその子供教室で過ごせるようにという目的で、放課後子供教室が設置されます。待機児童があることが、放課後子供教室を設置する条件になっております。昨年度末、実際調べてみましたら、待機児童がゼロの市町村が、放課後子供教室の未設置とほぼイコールとなっており、放課後子供教室の設置意義が薄らいできています。待機児童ゼロの市町村除くと、ほぼ100%達成してるという意味です。当たり前の記載となっております、大変失礼いたしました。

田口委員

ありがとうございます、理解できました。続けて63ページですが、指導主事の先生方を派遣されてとても効果が上がってるということですが、今年度は指導主事の数を減らされたと思います。学校現場から教育庁に異動する先生が少なくなると、相対的に指導主事の数が減り、これまでと同じような、研修やサポート

が可能なのか不安に思いましたが、そのあたりどうお考えなのかお聞かせいただければと思います。

教育政策課長

全体的な定数や配置の関係なので、教育政策課からまずお答えします。今回、授業ができる指導主事の先生方を、学校現場の方に戻したということなんですけれども、純粋に指導主事だけではなく、職種転換で、事務の方をその指導主事がしていた仕事に充てるなど工夫しながら、単に指導主事を戻しただけでなく、トータル的に事務の遅滞にならないような人事配置となっています。

田口委員

それは以前お話いただき、業務自体は教員以外の事務の方が配置されて全然問題ないというのは分かりましたが、学校現場に出向いて指導助言をするのは、事務の方では無理なのではないでしょうか。学校から異動してこられた指導主事が担当することになるとと思いますが、その場合にはやはり絶対数が減っているのではと思いますが、それはいかがですか。多分、スーパーティーチャー等を上手に活用されると、指導主事の人が減ったとしても、これまでと同じような形で研修をサポートできるのではないかと思います。可能かどうか、教えていただきたいんですが。

義務教育課長

義務教育課です。今、委員がおっしゃいました、指導主事の派遣につきまして、教育政策課も申しましたが、義務教育課自体では派遣する指導主事は特に減ってはならず、また、各教育事務所の指導主事も数的には減っておらず、同じように学校訪問もできると思います。ただ、今年度、義務教育課で学校経営等アドバイザー派遣事業を行っており、校長先生等管理職の経験がある方を各教育事務所に1名ずつ配置をしております。その方々が、例えば授業がなかなかうまくいかないとか、学級経営がうまくいかないというところに、今までよりも機能的にといいますか、困ってる学校に工夫をしながら、継続的に伴走型で指導に入ったりしています。そのような方々も活用しながら、支援を行っているところです。

田口委員

ありがとうございます、安心しました。続きまして、87ページです。ICT活用で校務の効率化が、高校は進んでいます、小学校や中学校、特に中学校が41.3%で、なかなか進んでないと思いましたが、なぜ進んでいないのか、今後どのように改善していこうと思われているのかについて教えてください。

教育政策課長

教育政策課からお答えします。校務の効率化の優良事例を十分に取り入れ、いる学校の割合のことかと思えます。調査の内訳を言いますと、県立高校に関しては独自調査でありまして、公立の小中学校に関しては全国学力学習調査の状況をピックアップしております。全国学力学習調査のアンケートにつきまして、そもそもちょっと感覚的に厳しめにつけていらっしゃる場所もあるのではと思います。ただ、小学校と中学校比較してみれば、中学校では部活動の負担が大きい点や、小学校においてもまだまだ十分な活用ができてないというようなところもありまして、市町村立学校と県立学校とでは差が出ているというような状況になっております。

田口委員

部活動が忙しいがゆえに、業務が効率化できるとさらに良いのではと思います。原因を明らかにして、効果的な御支援をお願いします。

西山委員

今お話がありましたように多くの指標に対応していただいて、大変ありがたいと思います。その中で87ページの話がありましたが、ICTや1人1台端末の活用が随分進んできてると思います。2030年にデジタル教科書が出てくると思いますので、それに向けて活用が進むように御指導いただきたいです。

意見と質問ですが、今おっしゃったICTによる校務の効率化の点で、優良事例を取り入れているという話があり、業務改善ハンドブックや事例集の説明会を行っているという記述がありました。ぜひそういうものはデジタル化していただきたいです。Webで見ることができるようになっていただきながら、検索できるように、ハンドブックや事例集を構築いただくと良いのではないかと思います。また、事例も変わっていきますから新しい事例を追加するのに、デジタル化した方が良いと思っていますので、御検討いただければというのが1点です。

それから不登校への対応部分で、47ページの8番の校内教育支援センター利用者数が、令和5年で333人、7年が677人に増えています。目標値は、令和9年の500人ですが、これは想定以上に不登校の方が増えているという認識で良いのでしょうか。このトレンドでいくと、令和9年には、また670人の倍の1,300人ぐらいに増えるのでは、と危惧しておるところですが、何か中身が分かれば教えていただければ幸いです。

教育政策課長

まず校務の効率化の優良事例紹介のことだと思いますので、お答えします。委員御指摘のように、この事例集とハンドブックはホームページの方で紹介をしておりますので、御覧いただければと思います。検索はできるはずです。

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。校内教育支援センターの利用者数ですが、不登校児童生徒数自体は令和5年から6年にかけて、小中学生が減っているというような状況ですが、校内教育支援センターがそもそも整備されていなかったものが、徐々に整備されてきて、利用者数が増えているということの表れだと認識しています。

三淵委員

71ページの「障がいの多様な教育的ニーズに応える」部分で、就職先の決定過程において県の資料を活用している市町村の割合の目標は100%ですが、令和7年度は41%となっており、どのような要因がありますか。また、小中高等学校の特別支援学級の教員の専門性向上研修受講率が非常に低いように思いますが、いかがでしょうか。

特別支援教育課長

特別支援教育課です。まず1つ目の補助資料についてですが、これについては、令和7年度は試作版ということで、1年間市町村ともやりとりをしながら、試行的に使っていただいて、御意見をいただき、令和7年度末に正式なものをお出ししまして、今後活用を広げていきたいということで考えているところです。

三淵委員

学校ではなく、市町村が利用するということですね。

特別支援教育課長

市町村教育委員会が、学びの場の判断をされる際の資料として、活用いただければと考えています。もう1つの研修につきましては、内訳としては義務教育諸学校が5.5%、高等学校4.5%、特別支援学校が100%の受講率となって

いまして、この指標を定めた際に、通常の学級の先生方向けの研修会を、特別支援教育課として実施ができていませんでしたので、オンデマンド動画配信で受けていただきたいというところで作成をしたところです。令和6年度末に周知を行い、希望者に研修の投げかけをしましたが、我々の周知が足りてないところもありまして、それを見ていただいた方が少なかったと考えています。ただ、すべての学校で研修自体は行われていると思っていまして、この指標はあくまで本課が作成した動画を、申し込んでいただいて見ていただいたかの数になっていますので、全く研修を受けられなかったということではないと考えているところです。

田口委員

関連して、同じ事項ですが私もその数値が少ないと思いました。いろいろな方とお話をする中で、小中学校で特別支援学級を担当されてる先生方の、意識の差が大きいとお聞きすることもあります。または、その1つの要因が、学校長の意識がそのまま反映してる部分もあるとおっしゃる方もいらっしゃるんですが、その辺りがここの数字にも出てきてるのではと思いました、いかがお考えでしょうか。

特別支援教育課長

特別支援教育の推進に当たっては、委員御指摘のとおり管理職の先生方にしっかり理解をしていただくことが大事ですので、管理職の先生方向けには、2年に1回、隔年で校長先生・副校長先生方を対象、その翌年は教頭先生・主幹教諭の先生方を対象ということで、すべての教育事務所管内で行われる研修会の中で、お時間をいただいて、特別支援教育についての研修を実施しているところです。引き続き、理解啓発を図っていきたいと考えているところです。併せまして、先ほどの動画を見ていただいた人数が少なかったことも含めて、現場のニーズ等に合わせたものをしっかり開発していくことが必要かと考えていますので、引き続きしっかり取り組んでいきたいと思っていますところです。

田口委員

免許をお持ちでない方も含めて、ずっと特別支援教育に携わろうという方も多いと思います。それに対して、中にはここ1・2年間だけだからということで、知識もスキルも足りないままの先生がいらっしゃると思います。その対策として動画教材を作られているように思います。それが有効に活用できるように、学校長や管理職の先生からも何かアドバイスをしていただいた方が良いのではと思っております。

三淵委員

障がいもいろいろあり、例えば、注意欠陥多動症の子どもは普通の学級にも多いですし、落ち着きのない子どもたちとか、先生たちが気付かれたら、保護者が基本ではありますが医療機関にも相談されることもあります。薬がいろいろ出てきており、薬を処方するときは学校の先生の意見も大事にしています。基本的に親の意見だけではなく第三者の評価も取り入れて診断治療するとなっています。例えば、学校に入ってる子だったら学校の先生の意見と、保護者の意見の両方で判断して治療しましょうっていうのが医療的にも言われています。お薬がいろいろ出てきている点と、御存じかもしれませんがゲームをすることによって、治療することが保険診療でできるなどこの分野は進んできてますから、その効果を見るためにも先生の意見も必要かと思います。研修内容もまた改めていく必要があると思います。先日、インクルーシブ教育に係る検討委員会に参加しましたが、やはり、医療関係者との連携が少し悪いなと思いましたので、その辺もよろしく

お願いいたします。

教育長

この件につきましては以上で、またお気付き等あれば各担当課の方にお寄せいただければと思います。

○報告（２） 令和９年度（２０２７年度）熊本県立ゆうあい中学校入学募集について

義務教育課長

義務教育課です。「令和９年度（２０２７年度）熊本県立ゆうあい中学校入学募集」について御報告いたします。資料１１７ページを御覧ください。

１の「入学者の募集について」は、面接の結果及びその他必要な書類を資料として、入学資格を総合的に判断して行います。

２の「入学資格」は、（１）から（３）の条件を全て満たしている者とし、中学校・高等学校・大学などに在学中でない者としています。

３の「募集人員」は、１学年２０人前後とし、２，３学年時からの入学を希望する場合は入学希望者面談を経て決定としています。

４の「通学区域」は、熊本県立中学校の通学区域に関する規則により、熊本県下全域としております。

５の「入学までの手順」は、（１）から（４）の手順で行います。生徒が入学する際の不安の軽減や、悩み等の相談を受けるために、体験授業会の参加または授業がある時間帯に授業を受けることを、入学までの手順として示しています。

６の「入学決定」は、入学許可通知書の発送をもって決定とします。

７の「入学募集の日程」についてですが、募集期間を令和８年７月２４日から令和９年３月２６日とし、入学許可通知を令和９年２月１５日から３月３１日としています。この募集期間以外にも随時受付を行います。

８の「その他」として、学校説明会、体験授業会についての日程を設定しています。広く周知するため、県立ゆうあい中学校だけでなく、県下の各会場で実施予定です。

続けて、県立ゆうあい中学校の現状を御紹介します。資料として、１１８ページからゆうあい中学校の概要、１２５ページから学校紹介のパンフレットとなっております。パンフレットにつきましては、後ほど御覧ください。

資料の１１８ページにお戻りください。

「誰一人取り残さない一人一人が輝く未来への学び舎」を教育理念に、令和６年に開校して、今年で３年目となります。

１２０ページを開いていただくと、年間の主な行事等を御覧いただけます。

１２１ページを御覧ください。令和８年７月１日時点の生徒数は、１年生１２名、２年生９名、３年生１７名の計３８名です。そのうち、日本国籍の方が３４名、外国籍の方が４名在籍しています。また、通常の入学生とは別に、オンライン生が７名います。

６（４）にありますとおり、国語、数学、英語、社会、理科の５教科と日本語指導の配信を行っており、オンライン生の方は、一人一人のライフスタイルに応じて、オンデマンドまたはライブで学習しています。

ライブ配信については、よりよい視聴環境となるよう、カメラを増設しました。オンデマンドについては、授業内容を１５分にまとめたミニ講座の配信を６月から始めました。

122ページの8. ゆうあい中学校の特長を御覧ください。ここでは特に授業についての特長を御紹介します。

国語、数学、英語については、学年ごとに習熟度別に設定したコース選択学習を行っています。

ベーシックコースでは、小学校の学習も取り入れ、日常生活につながる内容をじっくり学習しています。

スタンダードコースでは、中学校の内容を学習しています。

日本語指導については、国語、英語、社会の時間を中心に外国籍の方を対象として、週最大8時間の指導を実施しています。

その他にもスポーツフェスティバルや見学旅行、フォークダンスなど、様々な行事を通して生徒同士の交流を深めています。

最後に124ページに掲載しております、二次元コードからゆうあい中学校のインスタグラム、ホームページを見ることができます。今回は、ゆうあい中学校のホームページに掲載されている学校紹介動画の一部を御覧いただきます。

(動画視聴)

続きはお時間あるときに御覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

定員を超えた年度はないとのことですが、条件を満たした希望者は、ほぼ全員が入学されたということでしょうか。

義務教育課長

はい。条件や手続、本人の学習状況に合っているかなどを学校で丁寧に確認しています。授業も実際に見てもらい、相談をしながら入学を決定していると聞いています。

田口委員

これまでに退学された方はいらっしゃいましたか。

義務教育課長

これまでに退学されたという話は聞いておりません。2026年3月末に卒業された方はおられます。

田口委員

入学時のマッチングがなされての入学ということですね。

オンライン生が7名いらっしゃいますが、オンラインを選ばれた理由を教えてください。

義務教育課長

個々に事情があると伺っています。学校へ通うこと自体に抵抗がある方など、それぞれの事情でオンラインを選択されています。

田口委員

距離が理由になっている方はおられますか。

義務教育課長

物理的な距離の問題ではないようです。熊本市近郊など、比較的学校に近いところに住んでいる方が多く利用されています。時間の制約や諸事情により登校が難しい方が利用されているようです。

田口委員

オンライン生を経て、正規の生徒になられる方もいらっしゃいますか。

義務教育課長

今年度、オンライン生から正規の生徒になられた方もおられます。

園田委員

学びたい気持ちはあるが理由があって来られないという場合、条件を満たせば修了証ではなく、卒業証書の授与が可能になるような検討はされていますか。

義務教育課長

オンライン生の卒業証書授与について、国にも確認していますが、現時点ではゆうあい中学校からは「修了証」という形しかとれない状況です。オンラインを遠隔教育として正式に認めるには人員配置等の課題もあり、国と相談していく必要がある状況です。

園田委員

オンライン生が正規の生徒として入学した場合、以前のオンラインでの学習状況にかかわらず、また1年生からやり直すことになるのですか。

義務教育課長

学年については、本人と面談を行い、今後の目標なども含めて相談しながら柔軟に決定しています。

西山委員

オンライン生は、定期的に学校へ通う必要はないのですか。

義務教育課長

現在の制度では、登校の義務といった縛りはありません。

市町村教育局長

学校行事や自身の参加できる授業があれば参加しても良いというスタンスで対応しています。

西山委員

修了証が交付されるのであれば、県下全域がオンラインの対象になると考えても良いのでしょうか。

義務教育課長

オンライン学習はどこでも視聴可能ですので、県内全域で受講可能です。

西山委員

天草などの遠方の方でも大丈夫ですか。

義務教育課長

はい、オンラインであれば可能です。

西山委員

ぜひPRしていただきたい。

田口委員

開校前のアンケートでは天草方面の希望者も多かったと思います。高校の定時制のように、複数年かけて単位を取得し卒業できる制度が中学校にもあると良いと思います。卒業証書がもらえるよう、国とも相談を進めていただき、卒業証書がもらえる制度になると良いなと思います。

義務教育課長

ありがとうございます、検討します。

三洸委員

中学校時代に不登校だった方が、やり直したいと入学されるケースもあると聞いています。そのような生徒たちが、ゆうあい中学校でどのように過ごされてい

るか教えてください。

義務教育課長

中学校の3年間、ほぼ学校に行けなかった生徒が今年1年生に2名入学されました。その方々は、現在約99.5%の登校率です。電車や自転車で毎日通学しており、保護者の方も大変喜ばれていると、校長からも報告を受けています。

三淵委員

2、3年前にも、家から一步も出られなかったという方がおられたと思いますが、その方は卒業されましたか。

義務教育課長

その方の現在の状況については、持ち合わせておりません。

西山委員

昨年度の卒業式に参加しましたが、不登校だった方が、式当日は少し顔を見せられたものの、すぐに帰られたという話を聞きました。その方の3年間の学校生活はどうだったのでしょうか。

義務教育課長

確認してみます。

西山委員

オンライン生でも卒業証書がもらえるような段取りをお願いしたいです。

渡辺委員

2年次や3年次から入学される方はどの程度いらっしゃいますか。また、1年間のみの在籍でも卒業証書はもらえますか。

義務教育課長

具体的な人数は把握していませんが、2年次からの入学や、1年間学んで高校進学を目指す方もおられます。入学前の面談で、卒業後の進路も含めて相談し、条件を満たせば卒業証書も授与されます。

教育長

それでは、本件については以上とします。

○報告（3） 学校現場の教職員における夏季期間中の連続休暇取得の促進について

学校人事課長

報告（3）「学校現場における教職員の夏季期間中の連続休暇取得の促進について」、資料127ページを御覧ください。

これは5月の定例教育委員会で、学校の働き方改革や教員像に関して意見交換をしていただいた中の話で、早速、県立学校で試行的に取り組むこととしましたので、御報告します。

下記の特別休暇は、例年6月1日から9月30日の間に5日間取得することとしています。この127ページの資料にあるとおり、例年5月下旬に各県立学校及び市町村教育委員会に通知を出していきまして、今年度も本資料のとおり同様の通知をしています。

ただ、今年度は、資料130ページを御覧いただきますが、このブルーを基調にしたチラシを追加しまして、県立学校における教職員の連続休暇取得の促進について、働き方改革と教員不足解消に向けて、試行的に実施することとしました。

具体的な取組内容として、資料の中段にあるとおり、8月前半に教職員が計画的に夏休みを取得する制度を導入するというものです。これをサマーリチャージ

ウィークス、夏の再充電期間と銘打ちまして、今年度は、8月1日から8月15日の間を想定しています。

実施のポイントとしまして、資料の左下の枠囲みに3点記載していますが、特に、2つ目の年次有給休暇、夏季期間中の特別休暇及び学校閉庁日を組み合わせ、教職員が気兼ねなく休める体制を構築するというものです。このサマーリチャージウィークスの導入により、資料、右下の枠組みに記載しているとおり、教職員の心身の健康の保持増進、学校を離れた場所での研修期間の確保、余裕ある働き方の推進、年休取得率の向上等の効果を期待しています。

また、昨今の大学生が抱く、「安定した会社で十分な待遇を受けつつ、風通しのよい環境でバランスよく働きたい」といったニーズに対応することで、教員の人材確保、教員不足の解消につなげていきたいと考えています。

なお、市町村立の小・中学校に関しても、県立学校の取組を参考として、服務監督権者である市町村教育委員会に本資料を提供しています。今後、今年度の県立学校での実施状況や市町村教育委員会の御意見を踏まえて、来年度からは、サマーリチャージウィークスを県立学校及び市町村立学校で本格実施したいと考えています。学校人事課の説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、御質問等があればお願いします。

田口委員

この委員会で議論になったことがすぐに、形あるものとして実現できるということは素晴らしいと思いました。さらに、生成AIに「福利厚生が行き届いた県、政令市があるか」と聞くと、東京、千葉、山梨、岐阜、岡山、北九州などが出てきます。多分、それぞれの県のホームページ等に掲載されている内容を読み取って返してくれていると思います。このように良い取組はどんどん公表していただきたいと思いました。

その中で、昨年度から、教職大学院等に進学して教員になる方々は、大学院2年間の奨学金返還免除という制度を国が始めてくれましたが、自治体ごとに奨学金返還支援制度を持っているところが、先ほど言ったところのようです。各県の予算を組まれてやられているということです。また、給料を上げてもらえれば教員の魅力化になるのですが、それは国で決められたものなので、手をつけられないということでしたが、地域手当、住宅手当などについてはそれぞれの自治体で決めることができることも書いてありました。

今回のように、良い取組はさっとやる、出来ることはどんどん手をつけて実現していくというような中に、これ以外のこともあるのではないかなと思いますので、是非、御検討いただければと思います。

先ほどの評価のところでも、人事関係でいろいろ試行錯誤されて、実現されているところがたくさんあったので、その勢いでと言ったら失礼ですけど、どんどんチャレンジしていただけるとありがたいなと思います。

園田委員

131ページの右側の期待される効果の中に、授業力向上を目的とした学校を離れた場所での研修期間の確保とありますが、これ以前も先生たちは夏休みの期間中に研修を受けに外へ行くなどされていらっしゃると思うのですが、その時間はあくまで先生たちが仕事から離れることの目的もあるかなと思うのですが、これがここに入っているのは、なぜかなと思いました。

学校人事課長

学校を離れた場所での研修期間の確保というのは、このサマーリチャージウィークスは、気兼ねなく休みをとって欲しいという趣旨もあるのですが、それだけではなく、個人の自己研鑽ということで、いろいろな場所に赴いて見聞を深める、学校での授業に生かすなど、そのような使い方もできるという趣旨を含めまして、ここで期待される効果ということで位置付けさせていただきました。

園田委員

その先生の人としての膨らみを広げるためにという意味で、趣味ですとかそういった意味も含まれるということですね。

学校人事課長

それも含んでいただいて構いません。

田口委員

ウェブに載せてくださると思いますが、131ページの上から2行目の「働き方改革と教員不足解消」というタイトルですけど、少しネガティブ表現になっており良くないかと思います。教員不足解消ではなくて、魅力的な教員生活とかポジティブな表現をされたほうが良いと思いました。

渡辺委員

良い取組をありがとうございます。期待される効果のところで、遊んではいけないような雰囲気を少し感じました。良い仕事をしてよく遊び、よく遊んで良い仕事をする方が本当は良いと思うので、出される効果のところで、遊べとは書けないかもしれないけど、リフレッシュとか何かもう少し楽しいことも書いても良いのではないかと思います。

西山委員

私もサマーリチャージウィークスが欲しいなと思いました。非常にこのチラシもよくできています。先ほど田口委員がおっしゃったネガティブ表現は、変えて欲しいということと、その試行という記載はいるのでしょうか。

それから県立学校におけるということですが、その市町村立学校に何かサンプルを作って送ると良いのではないかなと。市町村立学校と県立学校との連携はいいかなものかと思います。市町村立学校は市町村でやるということでしょうか。

学校人事課長

1点目の試行が必要なのかということについて、5月の定例教育委員会でお話いただき、その勢いでやることを決めたものですから、急に学校現場に通知をしたものですから、学校現場が戸惑わないように、ワンクッションおくために、今年は完全実施ということではなくて、まずやってみましょう、やれるところからやってみましょうという気持ちを込めて、通知しました。学校現場の戸惑いを緩和するための試行ということで、本格的に実施したいという気持ちを持っています。

2点目の市町村教育委員会との関係ですが、これも先ほど申し上げましたとおり市町村立学校の服務監督権者は市町村教育委員会ということになっていますので、そこを飛び越えて、県教育委員会から市町村立学校も全てやってくださいということは、市町村教育委員会や市町村の立場からすると、もしかしたら賛否あるかもしれません。スムーズに受け入れていただくために、まずは県立学校でこのようなことを始めましたので、参考にしてくださいということと、じわじわと周知して、今年からもできるところについてはやっていただいても構わないという形で始めました。今年度県立学校で実施してどうだったとか、市町村教育委員会はどう思うかとか、そういう意見を集約しまして、次年度の本格実施に向けて

地ならしをしていきたいという趣旨です。

西山委員

是非全ての市町村で一緒に実施すると、熊本県の教職員はこんなに楽しいというPRが出せると良いと思います。

少し外れるかもしれませんが「くまなびの日」は、今、市町村はどれくらい参加しているか分かりますか。同じように市町村の判断という形なので「くまなびの日」はどのくらい普及しているのでしょうか。

教育長

後ほどお答えします。

田口委員

管理職や学校長の判断で、いろいろと変えることのできるものがあると思うのですが、例えば私が知っている学校に、飛び石連休で休みを1個入れると何連休になるとか、そのようなアイデアがあり、それにチャレンジする管理職の先生がいらっしゃると良いなと思います。そのような工夫次第で、働いている人たちも充実するし、家庭の方でも歓迎される、そのような事例があったら思いきって実施し、みんなで考えましょうとか、そのような機運が出てくると良いと思います。どれが効果的で、それ以外にどんなものがあるのかは分かりませんが、御検討いただくと良いと思います。

学校人事課長

例えば県立学校長会議など管理職の会議のときに、これまでも働き方改革や学校の運営に関して、学校独自の取組は校長の意識次第というところもありますので、それぞれの校長先生方で考えていただきたいということをこれまでも申し上げていますが、引き続き、今日いただいた御意見等も踏まえて周知したいと考えています。

園田委員

市町村立学校には口出しできないというのは分かりますが、良い取組に対しての地域格差がなくなるような、「こういう基準で熊本県は行きたい」というような宣言があると良いと思います。努力目標のような感じで各市町村に言っていただくような、何かそういった基準のある言葉になると、推進している取組の格差がなくなるのかなという気がします。各市町村の事情によってどうしても差が出てしまうので、今後格差がなくなるような工夫をして欲しいと思います。

学校人事課長

このサマリーチャージウィークスもですが、基本的には県立学校だけではなく、県内の市町村立学校全てで取り組んでいただきたいと思います。それは働き方改革の取組などすべて同様で、強制ということではないのですけれども、できるだけ趣旨を各市町に御理解いただいて、それを各地で、気持ちよく、市町村教育委員会の方にも進めていただくため、発信の工夫をしながら我々の気持ちを伝えていきたいと考えております。

教育政策課長

先ほど西山委員からありました「くまなびの日」は、資料51ページに県立高校及び20市町村あります。今年度中に実施予定が2町村というデータがあります。

西山委員

これを熊本県全部の45市町村実施して欲しいです。そのために、今実施中または実施予定の22市町村で、何かサクセスモデルのようなモデルを作りたいで

すよね。例えば、そこの市町村にある企業は、「くまなびの日」に、有給で休んで良いとか、親も一緒に休むとか、何かもうちょっと広げたいので、工夫があれば良いと思いました。

教育長

では、この件については以上でよろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和8年（2026年）8月4日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午後4時45分。